

**令和3年度 第2回静岡県環境審議会 会議録**

日 時	令和3年9月8日（水）午前10時から午前11時58分まで
場 所	県庁本館4階 特別会議室（委員の一部はwebにて出席）
出席者 職・氏名	<p><b>委 員</b>（敬称略、五十音順）（18名）  浅見佳世、荒巻太枝子、小野寺郷子、亀井暁子、木村浩之、小杉充伸、  小杉山晃一、小南陽亮、近藤多美子、杉山和陽、千賀康弘（会長）、谷幸則、  名倉光子、藤井節子、藤川格司、牧野正和、望月鉄彦、四本康久</p> <p><b>事務局</b>（県側出席者）（16名）  市川くらし・環境部長、高畑部長代理、織部くらし・環境部理事、  田島くらし・環境部理事、渡邊くらし・環境部参事、  藤田くらし・環境部参事、池ヶ谷環境局長、清環境政策課長、  片田環境ふれあい課長、高松自然保護課長、深野鳥獣捕獲管理室長、  上家富士山・南アルプス保全室長、村松廃棄物リサイクル課長、  杉本生活環境課長、市川水利用課長、漆畑衛生課長（健康福祉部）</p>
議 題	<p><b>1 審議事項</b>  ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定</p> <p><b>2 諮問事項</b>  ・埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準</p> <p><b>3 部会報告事項</b>  ・温泉部会審議結果  ・企画部会審議状況  ・廃棄物リサイクル部会審議状況</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第2回静岡県環境審議会 次第</li> <li>・座席表</li> <li>・静岡県環境審議会 委員一覧</li> <li>・静岡県環境審議会 特別委員一覧</li> <li>・県側出席者一覧</li> <li>・静岡県環境審議会条例</li> <li>・審議事項  鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定  【資料 1-1, 1-2, 1-3】</li> <li>・諮問事項  埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準  【資料 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6】</li> <li>・部会報告事項  温泉部会審議結果 【資料 3】  企画部会審議状況 【資料 4-1, 4-2】  廃棄物リサイクル部会審議状況 【資料 5-1, 5-2, 5-3】</li> </ul>

## 1 議事

### (1) 審議事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

### (2) 諮問事項

- ・埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準

### (3) 部会報告事項

温泉部会審議結果

企画部会審議状況

廃棄物リサイクル部会審議状況

## 2 審議内容

### (1) 会議成立の確認

委員 20 人中 18 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

### (2) 審議事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

令和 3 年 5 月 14 日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定」について、鳥獣保護部会長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 本日は、既に皆様のところにお配りされているとおり、審議事項が 1 件、それから諮問事項が 1 件あります。

まず、令和 3 年度第 1 回審議会において県から諮問されました、「鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定」につきまして審議を行います。

これにつきましては、審議を鳥獣保護管理部会に付託しておりましたので、部会の審議経過につきまして、鳥獣保護管理部会長から、御報告をお願いいたします。

(鳥獣保護管理部会長) それではスライドをお願いします。

それでは、第 1 回環境審議会において鳥獣保護管理部会へ付託されました、「鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定」について、部会での審議結果を説明いたします。

スライドに切り替えていただけますか。こちらで説明させていただきたいと思います。

今回部会へ付託された事項としましては、この 2 点です。1 つは、浜松市浜北区の県立森林公園地区における「鳥獣保護区特別保護地区の再指定」について。それからもう 1 つは、掛川市の桜木上垂木地区におけます「狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定」についてということで、令和 3 年 7 月 6 日に部会を開催しました。

1 点目の、県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてですけれども、まず部会での意見としましては、「レッドデータブックの調査結果など実際の鳥獣の生息状況の資料を示してほしい」という意見が出まして、この地区におけます希少鳥獣の生息状況の推移を提示しました。

まずは、継続して希少鳥獣の生息地であるということと、それからミゾゴイやサンショウクイ、アカショウビンなどの多くの希少鳥獣を新たに確認したという報告がありました。

これによりまして、この地区につきましては、従来どおり鳥獣保護区の特別保護地区と

して再指定することが望ましいのではないかという結論になりました。

2点目の桜木上垂木狩猟鳥獣捕獲禁止の再指定についてですけれども、審議会では次の3つの意見が出ました。シカとイノシシの捕獲が許可されているわけなんですけど、「捕獲以外の防除対策も検討すべきではないか」。それから、「シカやイノシシに対して強い捕獲圧をかけることによって、他の種類の鳥獣による農業被害を誘導してしまう可能性がないかどうか」ということ。それから「現状における農家の被害の実態を把握すべき」というような意見が出ました。

これらの意見につきまして、事務局からデータの提示をいただきまして、まず1つ目につきましては、捕獲以外の対策として、ハード的には、侵入防止柵等の設置を支援しているということ。それからソフト的な部分になりますが、鳥獣被害対策実施隊の設置や鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成などを行っているという報告がありました。

それから、「他の鳥獣による被害を誘導してしまう可能性がないか」ということで、鳥獣の種類別の被害額の推移のデータをいただきましたが、シカやイノシシを捕ることによって他の害獣の増殖を誘導するような傾向は見られていない。基本的には、食性の競合があるとか、そういう問題で競合している種があれば、シカやイノシシが少なくなることによってその競合種が増えるのではないかという意見だったと思うんですが、そのような傾向はデータの的にはあらわれていないということでした。

それから3つ目の、農家における被害の実情ということですが、現状として実際には被害が続いているということがあるものですから、地域の実情を今後も把握する必要があるということで、説明会等において連携して把握していくという報告がありました。

これらのことから、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域として、シカとイノシシの捕獲ができるような形として再指定するという結論になりました。

部会からは以上になります。

(会長) 鳥獣保護管理部会長、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、御質問、あるいは御意見等ありましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。部会で細かく議論していただいておりますので、特に何か委員の皆様で御意見等ありましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(委員) すみません。このイノシシとシカ以外のことなんですけれども、よろしいでしょうか、それでも。すみません。伊豆に最近ツキノワグマが出まして、割と民家、畑なんかの近くだったんですけれども、それを、わなを仕掛けて山の奥へ放したというんですけれども、「また戻ってくる」って、みんな「何でそのとき殺さなかったんだ」とかって一般住民は批判しているんですけど、何か決まりがあって殺せないんだという話を聞きまして、みんな「動物園とか入れてくれたらよかったのに」って。「人が死ななければ、けがしなければ撃たれないのかね」と言うんですけど、こんなものほとんどない意見なんですけれども、いかがでしょうか。もう西伊豆町で2回目なんですけど、ツキノワグマが出たのが。割と小さめのツキノワグマだったらいいんですけれども、小さいということは親がいるということなもので、その辺は県で何かそういう決まりがあるんでしょうか。すみません。とんでもないことを言いまして。

(会長) いえいえ、ありがとうございます。直接この審議のエリアとは関係していませんけれども、本件に関連して、何か事務局で回答があればお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(鳥獣捕獲管理室長) ツキノワグマについて、お話をさせていただきます。

今回西伊豆で捕獲されたツキノワグマは、県の管理捕獲、シカの捕獲を目的にかけているわなに錯誤捕獲されたものとなっております。この県の管理捕獲の中では、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合には、その場で麻酔を使って一度眠らせて安全な状態にしてから放獣をするということになっておりますので、その決まりに基づきまして放獣をさせていただきます。

このツキノワグマにつきましては、長く、100年ぐらい、伊豆半島には生息していなかったとされていたんですけれども、実際には、山は箱根ですとかそういったところとつながっておりますので、そちらでは今でも生息をしているということで、そういったところから、若い、親離れをしたクマが、長い距離を移動してくるということは、通常ほかの地域においてもあることですので、この個体についても恐らくそういうものではないかと推測しております。ただ、実際には確実なところはまだ分かっておりませんので、血液等も採取して、検査を進めたいと思っておりますけれども、まだなかなか確定はできない状況でございます。

親がいるのかということですが、これにつきましても、今申し上げましたとおり、多分単独の個体ではないかと考えております。引き続き、現地にいらっしゃいます猟に携わる方々ですとか市町の方々と連携して情報を集めながら対応させていただきたいと思っております。

以上です。

(委員) 部会で審議をきちんとしてくださって、大体のことは分かったんですが、ちょっと質問というか聞きたいことがあります。掛川市の事例では、①の「捕獲以外の防除対策も検討すべき」ということの御回答が、「鳥獣被害対策実施隊の設置」と「鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成」と書かれていますが、たしか鳥獣被害対策実施隊というのは、猟友会とかに入っておられるような方たちを指名されるというのか、市町村が指名されてその部隊を設置するみたいなことだったかなと思うんですが、アドバイザーというのは、どういうふうな資格で、どういうことをされるのかなと思って。とてもいいことだと思うんですけど、ここのところだけですか、それとも例えば掛川市全体とか県全体でどのぐらいの感じでそういうことをされているのか。今、伊豆の事例とかもございましたが、そういう鳥獣対策総合アドバイザーという方が地元におられれば、いろんな形で、一般市民の方の不安を解消することもできるとか、法律的なことも説明してあげられるんじゃないかと思ったので、ちょっとそのことをお伺いしたいなと思いました。お願いします。

(会長) ありがとうございます。これに関しましては、事務局から回答ありますでしょうか。

(鳥獣捕獲管理室長) 1点目の実施隊の関係でございますけれども、こちらにつきましては、委員がおっしゃいましたように、猟友会の方を指名している場合もございますけれども、各市町で独自にどのような形で設けるかということを決めることができますので、それぞれの地域で異なっております。もちろん実施隊の中に猟友会の方も含めてやっていらっしゃるような地域もございますし、市町の職員が自らわなをかけたというところをやっているところ、それから、地域おこし協力隊の方がメンバーに入りまして、実際の鳥獣被害に対しても対応している市町もございます。

ですので、実施隊の取組としましては、県内でどれぐらいあるかと申しますと、今25市町で実施隊は活動を行っているということで、担当は農業局になるんですけれども、こちらで把握をして、実際に活動をしているということでございます。

それから、静岡県の鳥獣被害対策総合アドバイザーにつきましても、これは地域の鳥獣被害について、どういうふうに対策をしたほうがいいのかということ、総合的な観点から地域の方々とともに一緒に対策をしていくという役割を担っている方でございます、現在、平成30年から令和2年度までの養成の人数は計138名で、各地で活躍をしてくださっていると思っております。

**(会長)** どうもありがとうございました。

先ほど鳥獣保護管理部会長から説明がありました、この鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定という件に関しましては、皆さんからほかに何か御意見ございますでしょうか。

特に御意見がありませんようでしたら、部会で詳細に議論していただきましたことでもありますので、本案件に関しましては、部会の報告書の結論のとおり、私から知事宛て答申することとして、御異議ございませんでしょうか。もし何か御異議がありましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、そのように私から答申させていただきます。

## (2) 諮問事項

- ・埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準

令和3年9月7日付けで知事から諮問のあった「埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、2番目の諮問事項に進みたいと思います。「埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準」についてということで諮問事項が参りました。これについて、生活環境課長から説明をお願いします。

(生活環境課長) それでは、私から、諮問事項につきまして、御説明をさせていただきます。

それでは資料2-1を御覧ください。

当課からの諮問の内容ですけれども、「埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準について」ということでありまして、諮問内容としましては、1つ目としまして、「埋立て等や盛土等に使用される土砂等の汚染状態に関する基準について」。2点目としまして、「埋立て等が行われた場合における、区域内から区域外への排水基準について」。それぞれ本審議会の御意見を求めるものでございます。

今回諮問に至った理由につきましてでありますけれども、皆様御存じのとおり、本年7月3日に、熱海市伊豆山地区におきまして土石流が発生しまして、それによる大規模な災害が発生いたしました。その土砂の中に、土壤汚染対策法の基準を上回るフッ素が含まれておりました。この災害におきましては、上流部での法令に違反した盛土の崩落が、その大きな要因と考えられておりまして、その盛土の土砂の中に基準を上回るフッ素が含まれていたものと考えられます。

こうした事案の発生等を踏まえまして、今後の県の具体的な施策検討に向けまして、県民の健康を保護し生活環境の保全を図るといった観点から、県内で行われる埋立て等に使用される土砂等に関する環境上の基準について、当審議会の御意見を求めるものであります。

具体的な内容の説明につきましては、資料2-2を御覧ください。

今回の検討の前提という部分でありますけれども、まず現行の取扱いについてでございますが、土砂等の搬出時には、土壤汚染対策法に定められた行為。この資料の中の中段ぐらいですね。図が描いてありますけれども、この図の左側のグレーの網かけがかかった部分を御覧ください。

ここにおきまして、土壤汚染対策法の対象ということで、有害物質を使用する特定施設があり、その使用が廃止されたとき、それから一定規模以上の土地の形質の変更を行うとき、それから土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県知事が認める場合、こういった場合につきましては、法の規定によりまして、土壤汚染状況調査の実施が命令されるということになります。こうした土壤汚染調査の結果を踏まえまして、汚染がない土砂等に限りまして、区域外に運ばれ、別の土地で埋立て等に使用できるということとなっております。

一方、土砂の搬入時でありますけれども、右側の箱になりますけれども、こちらにつきまして、現行法令におきましては、有害物質による汚染に関する規制は、いわゆる土対法に基づく、今お話しさせていただいたもの自体はありませんことから、図の下側、白抜き部分にありますとおり、搬出時に汚染の確認が行われていない土砂が埋立て等に使用された

り、あるいは埋立て等が行われる際に有害物質が混入する、そうした可能性があります。結果、そうした土砂が崩壊・流出した場合には、県民の健康や生活環境に影響を及ぼす可能性があるということになります。

こうしたことから、今般の熱海市伊豆山地区の土石流災害の発生を踏まえまして、現在県庁内におきましては、本県における土砂等の埋立て等に関する規制の在り方。こういったものについて検討を進めているところでありますけれども、そうした検討と併せまして、埋立て等に使用される土砂等に関する、例えば汚染状態などの環境上の基準についても検討する必要があると考えております。そうしたことから、今回、(2)の諮問内容のとおり、本審議会の意見を求めるものでございます。

次に、資料2-3を御覧ください。

土壤汚染対策法の概要についての説明資料となります。先ほどお話ししましたように、現行制度の中で土壤汚染に関して一定の規制をかけているというものは、この土壤汚染対策法ということになりますけれども、こちらの概要ということになっております。

一番上段の囲みの法の目的でありますけれども、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等によりまして土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護するといった法の目的のため、その下の囲み、「制度」の囲みになりますけれども、こちらの欄に記載のとおり、土地を利用しようとする場合の土壤汚染調査を行う契機ですね。そちらについて、それぞれ①から④までが定められております。

これは先ほど説明した部分と重複しておりますけれども、その中でも、特に③のゴシックで書かせていただいた部分ですけれども、ここの部分が、一般的に土砂等が搬出される際に適用される規定となります。こちらにつきましては、3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更、または現に有害物質使用特定施設が設置されている土地につきましては、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更の際には事前に届出をするということを義務づけておりまして、その届出がなされた際に、地歴ですとかそういったものから、その土地について土壤汚染のおそれがあると認められるときに土壤汚染状況調査命令が出されるということになります。その命令に従いまして、土地の所有者等が土壤汚染の調査を実施するということになっております。

こうした調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準に適合しない場合については、その下に行きますけれども、図の下側ですね。「区域指定」ということでありますけれども、この下側にありますとおり、健康被害が生じるおそれの有無によりまして、「要措置区域」もしくは「形質変更時要届出区域」という区域指定がそれぞれされ、その区域指定につきましては公告されまして、広く一般の方に「そういった土地であります」ということを知らしめるといった手続になります。

そして、その区域指定がされたことに伴いまして、土地の利用制限がかけられたり、土地の形質変更を行う前の事前の届出が義務化される。そういったことが生じるということになっております。そうして区域指定をされた土地につきましては、土壤汚染の除去がなされた場合には区域指定が解除されるといった概要になっております。

あわせまして、こちらには記載はありませんけれども、土壤汚染対策法におきましては、こうした区域指定がされた土地から土砂等を搬出、運搬、処理する場合にも一定の規制がかけられるという制度になっております。

続いて、次のページを御覧ください。6ページでございます。

こちらにつきましては、下側の「土壤汚染に伴う人の健康リスク」と書かれたところでありますけれども、この法の中で、まず1つは「地下水等経由の摂取リスク」ということで、土壤に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を口にする事によるリスクについて。そしてもう1つは、②でありますけれども、土壤に含まれる有害物質を口や肌などから直接摂取することによるリスク。こうしたことにつきまして、法におきまして有害物質を指定しまして、それぞれの満たすべき基準を定めているといった制度になっております。

続きまして、資料2-4を御覧ください。

土壤の汚染状況に関する基準についてまとめた表になります。

表の一番左側に記載の「特定有害物質」ということで、法等によって指定された物質ごとに、土壤汚染対策法におきましては、その表の真ん中ですね。主に赤ですとか緑で囲んだ部分ですけれども、その表に記載のとおり、土壤汚染対策法に基づいて満たすべき基準値が定められております。

その中でも、特に表の中段の13、「カドミウム及びその化合物」から21の「ほう素及びその化合物」までの物質につきましては、表の中を見ていただきますと、直接摂取によるリスクに対する土壤含有基準が定められております。

一方、その右側にありますけれども、地下水等の摂取によるリスクに対する土壤溶出量基準につきましては、この指定された26の全ての物質について基準が定められているといった決めにしております。

さらにその右側を見ていただきますと、こちらにつきましては、環境基本法に基づき告示をされている土壤の汚染に係る環境基準になります。御案内のとおり、環境基準は、人の健康の保護、生活環境保全の上で維持されることが望ましい基準としまして、施策を実施していくに当たっての目標、いわゆる行政上の政策目標となるものであります。維持されることが望ましい基準でありますので、規制基準ではありませんが、土壤汚染対策法の土壤溶出量基準とほぼ同じ内容となっております。このあたりは、少し見比べていただければと思います。

ただし、環境基準におきましては、その表の中の一番下にありますけれども、銅とジオキサンについても環境基準においては対象としているということになっております。

続きまして、資料2-5を御覧ください。

今回、本県におけるそういった環境上の基準の取扱い、対応について御審議いただきたいということでもありますけれども、他府県における状況についてをまとめたものが、こちらの資料になります。

他府県における、埋立て等に使用される土砂等に係る基準の状況でありますけれども、幾つかのパターンに分かれております。こちらにつきましては、資料2-4に、先ほど4色で枠を縁取りをしておりますけれども、そちらと照らし合わせて見ていただければと思いますけれども、現在、全部で14の府県で、こうした土砂等に関しての環境上の基準が設けられておりますけれども、こちらにつきましては、左側の「a」、赤色で囲んでいる範囲になりますけれども、こちらにつきましては、土壤汚染対策法の土壤の汚染状況に関する基準に併せましてダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準に関して県の基準として定めているというか、そういった取扱いをしている県ということになります。先ほどの2-4の表の中でも、赤枠で、一番下の「ダイオキシン類に係る」というところの環境基準ということで表が飛んでいる部分がありますけれども、そこまでを対象にしているとい



うものが「a」の区分になります。

一方、「b」、緑色の部分ですけれども、こちらにつきましては、土壤汚染対策法の土壤の汚染状態に関する基準のみを適用しているということですね。

それから「c」につきましては、オレンジ色になりますけれども、こちらにつきましては、土壤の汚染に係る環境基準を県の基準として適用していると。

それから、最後、「d」でありますけれども、こちらにつきましては、水色の部分ですけれども、土壤の汚染に係る環境基準の中で、銅またはジオキサンを除くということで、そういった基準を適用しているところになります。

ですので、この中で大きく環境基準と土壤汚染対策法の基準ですね。違うところということは、先ほどお話ししましたけれども、土壤汚染対策法の基準につきましては、いわゆる地下水等への染み出し、溶出量基準だけではなくて、含有量基準。直接摂取によるリスクの部分。その含有量基準まで含めて県の基準として設けているのが、いわゆる赤ですとか緑の府県ということになります。

以上が他県における状況についてでございます。

最後に、資料2-5を御覧ください。

今後のスケジュールについてであります。

本日9月8日の審議会での諮問から、予定としては2回の部会での審議をいただきまして、次回、第3回の審議会において答申をいただくといったスケジュールで事務局としては予定をしております。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議いただきますように、お願い申し上げます。

**(会長)** どうもありがとうございました。

ただいま御説明ありましたとおり、本件に関しましては、非常に急ぎ答申案を出すということで、今回このような形で審議会に出てまいりました。最終的には、この後、本日委員の皆さんに議論していただきました後には、専門部会、水質部会で議論して、またこの審議会にかけると考えております。まずは、本日委員の皆様から、疑問点、あるいは検討すべき項目等、考えられることがありましたら、ぜひとも積極的に出していただきたいと思います。それをまた専門部会へ反映してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

御意見、御質問に関しましては、またオンラインで「挙手」ボタンでお願いしたいと思います。こちらの指名は、事務局でお願いしたいと思います。どうぞ、委員の皆様から、質問あるいは御意見、あるいは「こういったことを検討したらどうか」ということがありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**(委員)** 今回ですね、有害物質についてリストがあるんですけれども、それ以外に、放射性物質について、こういうところでは議論しなくていいのかと思ったんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**(生活環境課長)** 放射性物質につきましては、現行の環境基準の中でも取り扱っていないということでありまして、そこについては、一義的には今回の基準の中で取り扱うことは、現時点では想定をしております。

**(委員)** 福島原発事故とかそういうこともあって、盛土の中にも放射性物質なんかが入っていた場合に一番問題になることもあると思うので、私としては、今後こういうところで議論していくのがいいんじゃないかなとは思っています。すみません。個人的な意見です。よろしくお願いいたします。

(会長) どうもありがとうございます。この件に関しましては、また専門部会でぜひとも取り上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員) 幾つか分からない点があるんですけども、1つは、今回の伊豆山の崩落については、建築関係の法令によって再三行政指導がなされたにもかかわらず応じていないということが問題になっているかと思うんですが、この汚染物質に関しては罰則とか強制力というのがどのくらいあるのかというのが1点と、それから、最後の資料にありましており、土壤汚染対策法による規制と、それから環境基準の基準値で対応するのとの違いが分からないので、その辺の説明をお願いします。

(生活環境課長) はい、ありがとうございます。

今の御質問ですけれども、まず1点目ですけれども、今回環境基準の適用を考えていくに当たっての罰則等の適用についてということでもありますけれども、これは正直なところ、具体的には、例えば条例等の中でどううたっていくかとか、そういうことになろうかと思えます。この点につきましては、正直現時点では、そこまでの予定というか——ところはまだ見通せておりませんが、先ほど私の説明の中でも少しお話をさせていただきましたけれども、今回の事案を踏まえまして、県でも、今の条例による規制では、なかなか今回の事案が十分に対応できなかった。法令も含めてですけれども、できなかったということで、新たな条例なり今の条例の改正等を考える中で、そもそもの盛土ですとか埋立て等に対する安全性の確保ですとか、事業者によるしっかりとした法令の履行ですとか、そういったものをどのように担保していくかということについて、検討を県の中で進めております。例えば、今回この環境の基準についてもそういった中で盛り込むですとか、そうしたことによって、その条例の中でその適用も考えていく。先々としては、そういったことも検討の視野の中に入ってくるかと思っております。

それから、2点目の御質問にありました、最後の資料2-4のところでございますけれども、こちらにつきましては、環境基準と土壤汚染対策法に基づく基準ということで、見比べていただきますと、土壤汚染対策法に基づく土壤の溶出量基準と、それから環境基準が、そこは本当に一致しております。銅の部分とジオキサンの部分はありますけれども、その部分は除いて一致しているということになっております。

ですので、土壤汚染対策法に基づく基準をもし使うと。適用させるということになった場合については、この中でいうと、直接摂取によるリスクに対しての基準ということで、土壤の含有量基準というものも併せて基準として見ていくと。含まれるということになります。

ですので、実際にこの後の部会等の審議の中でも、このあたり、そういった観点で、そういったリスクについてまで、うちの県で今後適用させていくべきかどうか。例えばそういったことでも、皆様から御審議いただいて、御意見をいただければと考えております。

以上であります。

(会長) どうもありがとうございました。重要なポイントですので、またこの件に関しても部会で検討していただくようお願いいたします。

(委員) 1つ質問させてください。理由としては、フッ素が土壤汚染対策法の基準を上回るので、こういうのを定めなきゃいけないということなんですが、今回、熱海の土壤で、土壤含有量のフッ素なんですか、溶出量のフッ素なんですか。どちらが超えたのかというのを、具体的に教えていただきたいんですが。

(生活環境課長) 基準につきましてはですけれども、今回、熱海の伊豆山地区の状況にお

きましては、いわゆる溶出量基準で、そこについて、基準値 0.8 以下に対しまして、最大で 1.6 といった溶出量基準を上回る土砂が確認されたということになっております。

(委員) ほかに超過するものは特にないという認識でよろしいですか。

(生活環境課長) そうですね。今回の調査の中では、同じように土壌の溶出量基準、それから含有量基準を含めて、先ほど言いました土壌汚染対策法に基づく特定有害物質について調査しましたが、基準を超過したのはフッ素のみという結果になっております。

(委員) こちら、環境基本法を見ますと、土地含有量の基準は一切なくて、地下水等の摂取によるリスクということで書かれているかと思えます。なおかつ農用地についての基準が定められています。その辺のことについては、基本的には法律による違いなのか、それから環境基本法では土壌の含有量の基準は一切関係ないという形で進められるのかというのをお聞きしたいのと、それからもう 1 つは、農用地に限るというのは、田んぼの水について心配なので、食糧について——田んぼのことが多いので、一番の基本であるお米について、逆に汚染されるということをお聞きして、わざわざこのところこういうふうに基準を設けられているのかなと思えますけれども、そのどちらを静岡県としては求めていくのかということかと思えますけれども、その辺のところは、県としてはどんな御意見をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

(生活環境課長) ただいまの御質問ですけれども、正直なところ、他県の状況等も、ある意味ではどちらもあるということの中でですね、その適用について、例えばどちら、もしくはほかに考え方があるかということも含めてですけれども、そこについては、まさにそういった点を部会の中で先生の皆様から御意見をいただければと考えております。そういう意味では、現時点では、県としてはある意味でフラットなあれで臨みたいと考えております。以上であります。

(委員) まず、私自身は、今回の問題は、何か静岡県の環境政策上問題があったということではなくて、むしろ事件であろうと理解をしております。ただ、大変よいきっかけをいただいておりますので、ぜひ水質部会で御検討いただきたいというのが私の考えです。

なお、このときに、資料 2-5 にございますが、「埋立て等に使用される土砂等の基準」ということで、他県との比較がございます。今回の問題が生じた 1 つの原因というか、静岡県というのが仮に他県と著しく違う基準であるならば、それは近隣県から土砂が紛れて来る可能性が高いということがございますが、これを見ますと、例えば山梨県であったり、あるいは神奈川県であったり愛知県という、本県に隣接する県の土砂の基準についてはございませんので、このあたりの情報が分かりましたら、ぜひ開示して、水質部会で検討するときの資料となればいいかなと思えます。

私としては、「ちょっと他県よりも厳しい条件を静岡県というのは持っていますよ」というのを実際にアピールして行って、こういった不法土砂の流入が少なくなるような姿勢がよいのかなと思っております。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

本件に関しても、ぜひとも水質部会に反映したいと思えます。ありがとうございます。

(委員) 今回の熱海の関係の問題に関しては、重大な出来事ですので、この機にしっかり検討していくべきだと思うんですけれども、1 点分らないことがありますので、御質問させていただきたいと思えます。

分からないことというのは、今回、埋立て等に使用される土砂ということで、全般的に

ある一定規模以上のものに課せられる基準を設定したいということなのではないでしょうか。それが県下全般に行われるというふうなことになるのかということところが1点質問したいことです。

もう1点は、土対法ですと自然由来のものに関しては対象外ということになると思うんですけれども、今回、どこの土砂か分からない状態のものでフッ素が出たということなんですけれども、これが自然由来のものでないという保証というんですかね——がないのか。その辺のところ、全てのものにその基準を設けようとしているのかということところが分からない点です。

以上2点なんですが、お願いします。

(生活環境課長) ただいまの御質問の件ですけれども、まず1点目としまして、適用させる規模というか、埋立てですとか盛土等の規模につきましては、こちらの審議会の中では、まずは規模にかかわらずというか、そういった前提なく適用すべき基準というか、そういったことについて、まず御議論いただきたいと考えております。

一方で、先ほどお話しさせていただきましたけれども、並行しまして、県庁の中で、そもそもの今回の事案を受けまして、埋立てですとか盛土等に対するより厳しい規制ですね。そういったことについての検討を担当部署でも進めておりますので、最終的にはというか、その先としては、そちらで、どういった範囲のものを規制していくかということと、最終的には併せて考えていくことになろうかとは思いますが。一旦ですね、こちらの審議会の中では、まず一義的には、規模にかかわらずということで御議論いただければと考えております。

2点目の御質問ですけれども、自然由来のことにつきましては、すみません。今、土壤汚染対策法ですね。もともと法施行時には、自然由来については除くというような取扱いもあったかと思うんですけれども、現在の取扱いの中では、自然由来についても、法律の規制ですとかそういったものの中に含まれていると理解をしております。ですので、今回の基準の適用に当たっては、まずは一義的には、他県の状況等も、自然由来も含めてというふうな形で基準を設けているのではないかと考えております。ただし、この点につきましても、部会の中でいろんな御意見をいただいた中で考えていく余地は当然あるかとは思っております。

以上であります。

(会長) ありがとうございます。一応これに関しても、水質部会にまた反映して議論していただくようにいたします。ありがとうございます。

(委員) 今御回答いただいた中で、他の法令等の守備範囲というのを、静岡県の庁内では多分しっかり御協議いただくと思うので、心配してないんですけれども、何ていいますか、他府県の事例を確認していくときにも、その辺の守備範囲。「こちらではここは規定されてないけど、実はほかの法令で規定されていた」というところが、比較いただく際に、そのあたりも、もちろん配慮いただいていると思うんですけれども、しっかり確認いただければなと思いました。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

先ほども似たような御意見がありましたので、これは水質部会にまた反映させていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

ほかに皆様から御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

たくさんの御意見をいただいてまいりましたけれども、最初にお話ししましたように、この件につきましては、土壌環境の保全に関する知識・経験等を有する方々によりまして、専門的な見地から詳細な議論を行う必要があります。ただいまいただきました意見を反映しまして、水質部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。これは、御異議のある場合は「挙手」ボタンをお願いします。これでよろしいでしょうか。もし何か御異議があれば「挙手」ボタンをお願いしたいんですが。特に委員の皆さんから挙手ありませんので、では、そのようにさせていただきますと思います。

水質部会におきましては、先ほど出ました御意見を念頭に置きながら整理をしていただきたいと思います。

なお、部会の検討結果につきましては、また改めて本審議会に報告していただきまして、審議会として答申をするということにいたします。よろしくお願いいいたします。

### (3) 部会審議結果の報告

#### ・温泉部会審議結果

令和3年8月20日に開催された令和2年度第1回温泉部会において審議された「温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請」について、部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、また先に進めまして、次は報告事項に移りたいと思います。報告事項は、本日、3件あります。

最初に、温泉部会の審議結果について報告を求めます。

なお、御報告いただく内容は、委員の皆様にも既にお知らせしていますように、令和3年8月31日付けで知事へ答申しておりますので、御承知おきください。

それでは、温泉部会長から、御説明をお願いいたします。

(温泉部会長) それでは、皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

まず、令和3年8月20日に開催いたしました令和3年度第1回温泉部会の審議結果について、御報告を申し上げます。

お手元の資料21ページの、資料3「温泉部会審議結果（令和3年度第1回）」を御覧ください。

諮問事項のうち、温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請に係る第1号から第4号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、8月31日付けで知事へ答申をいたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長) どうもありがとうございました。

それでは、何か委員の皆様から御意見、御質問等あれば、お願いいたします。いかがでしょうか。本件につきましては、部会で詳細に議論していただきました結果として、もう既に報告はしておりますけれども、何か質問等ございましたら。

よろしいでしょうか。では、本件につきましては、ありがとうございました。

## ・企画部会の審議状況

令和3年2月4日に諮問され、企画部会で審議（第1回4月27日開催、第2回9月2日書面開催）を行っている、「第4次環境基本計画の策定」について、事務局から審議の状況が報告された後、質疑応答が行われた。

（会長） 続きまして、2番目の報告事項で、次は企画部会の審議の状況についてということで、実は企画部会は、私、千賀が部会長を務めさせていただいているんですけども、審議の途中ということで、事務局から、恐れ入りますが、報告をお願いしたいと思います。これは環境政策課からお願いいたします。

（環境政策課長） 企画部会の審議状況について、御説明いたします。

23ページの資料4-1を御覧ください。

企画部会では、本年の2月4日に諮問されました第4次環境基本計画の策定について審議を行っております。第1回の部会は4月27日に開催しまして、第2回は9月2日。こちらは書面開催として行ったところでございます。

次期計画の概要につきましては、2の表にお示ししたとおりでございまして、計画期間は令和4年度から12年度までの9年間としまして、基本目標としては、「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、『環境と生命の世紀』にふさわしい“ふじのくに”の実現」を掲げる予定でおります。

施策の方向性につきましては、現在策定中の次期総合計画とも整合を図ることとしております。資料の下段に次期総合計画の骨子案の一部をお示ししております。次期総合計画は、全体で5つの大きな柱、「大柱」と読んでおりますが、5つの大柱と10の政策で構成される予定でございまして、今回新たに、デジタル社会と環境の2つの政策を内容とする「持続的な発展に向けた新たな挑戦」という大柱を掲げるとの方針が示されております。

このうちの、政策4「環境と経済が両立した社会の形成」が環境に関する施策を集約した箇所ではありますが、この内訳としまして、「脱炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「『命の水』と自然環境の保全」の3つの柱を立てる予定となっております。

環境基本計画は、総合計画を補完する環境部門の大綱との位置づけを有することから、総合計画の施策体系とも、また順番とも整合を図ることとしまして、2の表にお示ししたとおり、1つ目に「脱炭素社会の構築」、次に「資源循環社会の構築」「良好な生活環境の確保」「自然共生社会の構築」。また最後に「環境と調和した社会の基盤づくり」という5つの柱を設ける予定でおります。

スケジュールといたしましては、現在、計画案に関する企画部会の委員の皆様からの御意見をいただいているところでありまして、御意見を踏まえて今後修正を行った後、第3回の部会を開催し、案を取りまとめてまいります。また、その後、パブリックコメントを経て年度内に策定する予定でおります。

次に、資料4-2は、現在の計画素案の概要版になります。

25ページは、こちら、基本的事項としまして、環境を取り巻く国内外の情勢や課題、また将来像と取組の方向性について記載をしております。

26ページには、先ほど御説明しました5つの柱の体系を示しております。「脱炭素社会の構築」から「自然共生社会の構築」という柱を支えるものとして、「環

境と調和した社会の基盤づくり」を掲げております。この中に主な施策等を掲げております。

27 ページから 31 ページは、こちらの 5 つの柱ごとに取りまとめたものでありまして、各分野の主な施策、また施策の進捗状況を把握するための指標を掲載したものでございます。今後、現在並行して策定作業が進んでおります地球温暖化対策実行計画や循環型社会形成計画とも調整を行いまして、計画案を取りまとめていく予定でございます。

説明は以上でございます。

(会長) どうもありがとうございました。

非常に広範囲に広がる議論でして、企画部会でもいろいろな意見が出ておりまして、事務局では、それを一生懸命きれいにまとめてくださっている状況です。まだ途中段階なんですけれども、委員の皆様から、「この点はぜひとも検討したほうがいい」というような、あるいは「この点はどうなっているんだ」というような意見がございましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。何でも結構ですので、委員の皆様から、「この点はもっとしっかり議論してほしい」というような希望でも結構ですので、何かございますでしょうか。「全体に片仮名表記が多い」とか、企画部会の中ではいろいろな意見が出てはいるんですけれども、どうぞ気軽に、もし何かお気づきの点がございましたら挙手いただきたいと思いますが。

(委員) 「自然共生社会の構築」、もしくは施策の方向性の 5 番の「環境と調和した社会の基盤づくり」の辺りにつきまして、1 つ情報提供といいたいでしょうか、もし入れていただけるなら、検討していただきたい項目がございます。

環境省で、「ポスト愛知目標」ということで、今年度秋に中国で開催される、今後 10 年間の生物多様性に対して一体どういうふうなことをしていくかということが検討されています。8 月末でしたか、小泉大臣からも出されているんですが、O E C M といいまして、保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所を認定して行って、それを、例えば 30% とか目標設定することにより、より広く緩やかに自然環境を守っていこうというのを国で提案しようとしているところです。ちょうど時期がこの計画の改定と重複するので難しいところではあるんですが、こういった先進的な取組も取り入れていただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員) 資料 4 - 2 の 27 ページで、カーボンニュートラルのところで、「森林吸収源対策等の推進」と (4) にありますけれども、静岡県はこれだけ海に囲まれていますので、海での吸収、藻ですね。海藻による吸収というの、今大分研究が進んでいるようには聞いておりますので、こうした観点もひとつ入れて検討していただければと思います。

以上です。

(会長) ありがとうございます。ぜひともまた部会で議論したいと思っております。ありがとうございました。

ほかに何か、委員の皆様から、御意見、あるいは課題等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。いただいた意見は、今後部会に反映して、



議論をまた進めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

## ・廃棄物リサイクル部会の審議状況

令和3年2月4日に諮問され、廃棄物リサイクル部会で審議（第1回7月9日開催）を行っている、「第4次循環型社会形成計画の策定」について、部会長から審議の状況が報告された後、質疑応答が行われた。

（会長） それでは次に、廃棄物リサイクル部会の審議状況について報告をいただきたいと思っております。廃棄物リサイクル部会長から、よろしくお願ひいたします。

（廃棄物リサイクル部会長） 廃棄物リサイクル部会の審議状況について、御説明させていただきたいと思っております。

廃棄物リサイクル部会は、令和4年度から始まる第4次循環型社会形成計画の策定について審議するという事になっております。

お手元の資料5-1、33ページ。それから5-2を御確認いただければと思っております。

第1回部会は、7月9日、11名の委員中10名の出席をもって開催させていただきました。最初に部会長の選出がございまして、私が推薦をいただき、部会長を務めるということになりました。

議題は、まず現行の第3次循環型社会形成計画の進捗について事務局から説明がありました。

特に、資料5-2の上段を御確認ください。

3つの指標、「一般廃棄物の1人1日当たりの排出量」、それから「一般廃棄物の最終処分率」、「産業廃棄物の最終処分率」。この3つの指標に関しまして、現在のところ目標に至っていないという状況にございます。目標に向けた一定の成果は確実にあったわけなんですけど、この目標の設定自身が全国のトップレベルに高い数値となったというような、数値目標自身の設定について検討する余地があるということで、これに関してまず審議を行いました。

委員から多くの意見が出されまして、「結果の数字だけでは判断できないのではないのか」。あるいは「詳細な推移や市町村別の状況など、必要な情報をさらに提示した上で検討する」ということになっております。

続きまして、第4次循環型社会形成計画の骨子の説明というのがございました。こちらでも、資料5-1の下段の部分。そして、見開きとなって恐縮なんですけど、資料5-3、A3の資料という形で配付させていただいております。特にA3の資料に関しましては、右上の「数値目標」ということについて、御確認いただければと思っております。

現行の第3次計画の考え方を受け継ぎながら、資源の循環、環境と経済の両立を目指すサーキュラーエコノミーの考え方を取り入れていくという方針がまず示されました。3Rの取組は継続していきますが、特に発生抑制、リデュースに重きを置くこと。また廃棄物の視点だけではなく資源の循環を意識した取組を進めること。世界的に問題となっておりますプラスチックごみに関する対応をする一方で、プラスチックの利用の在り方や資源としての循環を考えていくこと。また食品ロス削減の取組を進めることなどを特徴としております。

さらに、新たな方針として検討されております「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」の取組の中で、これらプラスチックの資源循環や食品ロス削減

対策を盛り込んでいくということも議論となっておりました。

計画の指標、目標数値なんですからけれども、先ほどお話ししました資料5-3の右上のところを見ていただきたいんですが、一般廃棄物については継続してこの目標数値を使うと。産業廃棄物については、最終処分率から排出量に変更する案が示されました。

これらに対する審議では、「誰が見ても分かりやすい内容や表現を工夫する」ということ。「この計画の趣旨や位置づけ、他の施策との関係、県民、民間、行政などの関係者の役割、計画の方向性などを明確にする」というような意見が出されております。

目標値につきましては、現行の第3次計画の評価が定まっていないというさなかでございまして、「第3次で何ができなかったのか、第4次で何を目指していくのか、具体的に示す必要があるのではないのか」という意見もいただいております。

また、資料5-3の上段にございます「〇〇〇〇でごみ削減」と。これはキャッチフレーズに相当するところなんですが、「キャッチフレーズも、誰にでも伝わると同時にターゲットを明確にすること」「静岡県らしさをアピールできるものにするのが大切である」というような御意見もいただいております。

また、「この計画自体をいかに発信していくのかということも重要である」という御指摘がございました。

このような意見を踏まえまして、事務局でさらに検討を加えて素案を作成していただくということになっております。

経過報告は以上でございまして、不足するところは廃棄物リサイクル部会の事務局から補足事項として御説明いただければと思います。

私からは以上です。

(会長) どうもありがとうございました。

詳細に御説明いただきましたが、何か事務局で追加事項がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(廃棄物リサイクル課長) 特にございませんで、よろしく申し上げます。

(会長) では、委員の皆様から、御意見、あるいは「こんなことを検討してほしい」というような意見がございましたら、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) 循環型社会形成計画の概要ということで、「分かりやすく、皆さんに伝わる言葉で」というのは、すごくいいコンセプトだなとお聞きしました。

それと、静岡県らしさということなんですが、前回の審議会でも御発言いただいた委員の方がいらっしゃると思うんですが、たしか「6R県民運動」って、海洋プラスチックごみ防止のための県民運動推進本部が出されて、実際にやられている活動がありましたよね。第3次にも6Rのことが結構書かれていて、目標値にもなっていたと記憶していますが、確かに3Rが全国的なものではございますが、その6Rで実施している観点というのは、3つのRが追加されていて、そのことによって、静岡県の特徴である、500kmに及ぶ長い海岸線を持つ特徴があったりとかということも、県民運動としての視点としては、とてもいい視点だったんじゃないかなと思われるんですが、それをあえてなるべく少なく――

もちろん数が少ないほうが覚えやすいですし、活動もしやすいので「3 Rの中でも2 Rを中心に」と書かれていると思うんですが、この4次のことに関しては。この辺のところは、どういう議論でこうなっていったのかというのを、ちょっと教えていただけたらありがたいです。お願いします。

(廃棄物リサイクル課長) 今回の御意見ですけれども、6 Rにつきましては、特に海洋プラスチックの削減ということで、どちらかというところ、そういった行動の目標となるような指標になっておりますが、全国的には3 Rでやっておりまして、私どもも、その3 Rで原則的にはやっていくんですけれども、海岸の清掃でありますとかそういったところについて、特出しして6 Rで今やっていると。それについては、引き続き、この第4次の中でも記載をして進めていきます。その中で、この6 Rの取組も、3 Rよりもさらにリサイクル等について進めていく取組ですので、より多く発信をしまして、発信を重視しまして、部会の中でも「どう発信していくかが重要だ」というような御意見もいただいておりますので、これをこれから時間をかけて、ますます県外にも広げていくというような取組にも取り組んでまいりたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。

毎回これは質問が出てきて、やはり発信ということが非常に重要だろうと思いますので、事務局でもよろしく願いしたいと思います。

(委員) 「コロナの影響でプラごみの増加が目立ちます。ぜひ代替素材でお願いします。また、子供たちの貧困でフードバンクの必要性が高まっています。今まで以上の支援をお願いしたいと思います。」(通信機器の音声障害があったためチャット機能により)

(会長) どうもありがとうございます。いただきました意見は部会に反映していただきまして、部会長、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局) 事務局ですが、委員の先生方から今のところ挙手はございません。

(会長) では、以上をもちまして本日の議事は終了したいと思います。皆様御協力ありがとうございました。